

旭川工業高等専門学校自動車管理運用要項

制定	平成 5. 3. 30	校長裁定
改正	平成 9. 3. 25	平成 11. 1. 5
	平成 16. 4. 1	平成 19. 3. 13
	平成 23. 3. 8	平成 23. 11. 14
	平成 29. 3. 23	令和 3. 9. 21

旭川工業高等専門学校自動車管理運用要項

(通則)

第1条 旭川工業高等専門学校が所有する（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車（以下「自動車」という。）の管理及び運用については、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（平成16年規則第39号）その他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除き、この要項の定めるところによる。

(管理者等)

第2条 自動車の運行管理者は総務課長とし、取扱責任者は総務課契約係長とする。

(管理者等の責務)

第3条 運行管理者及び取扱責任者は、自動車の適正な管理及び運用を行うため、次に掲げる事務を適切に処理しなければならない。

- (1) 自動車運転業務を命じられた者（以下「運転者」という。）の指導及び監督
- (2) 自動車使用の承認
- (3) 自動車の定期点検及び機能の確認
- (4) 自動車の管理及び運用に関する手続並びに記録等の整理及び保存
- (5) 車庫及び関係設備の点検並びに防火措置
- (6) 自動車の安全管理及び事故防止の措置
- (7) その他必要と認める事項

(使用範囲)

第4条 自動車の使用は、事務連絡又は業務の円滑な遂行を図るため必要がある場合のほか使用してはならない。

(運転者の命免及び選任)

第5条 運転者の命免は、校長が行うものとする。

2 運行管理者は、あらかじめ運転者を選任しておくものとする。

(運転者の選任基準)

第6条 運転者の選任に当たっては、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 普通自動車免許取得後3年を経過していること。
- (2) 過去1年間において、無事故でかつ免許停止の処分を受けていないこと。

(運転者の選任手続)

第7条 各課長及び技術長は、毎年、年度当初及び随時に前条の選任基準を満たす者から適任者を選任し、校長に推薦するものとする。

2 運転者の命免は、当該者が命免簿に確認印を押印又は署名する方法で行うものとする。

(運転者の報告義務)

第8条 選任された職員は、第6条第2号の違反等を起こした場合は、速やかに校長に報告しなければならない。

(運転者の選任取消し)

第9条 校長は、前条の報告を受けた場合、当該者の選任を取り消すことがある。

(運転の承認)

第10条 自動車を使用しようとするときは、自動車使用申請書（別記様式）を運行管理者に提出し、その承認を得なければならない。

2 運行管理者は、前項の申請があったときは、使用目的等を考慮し、適当と認めた場合に承認するものとする。

（承認の取消し）

第11条 運行管理者は、使用承認後において、次の各号の一に該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 使用期間を著しく変更するとき

(2) 学校運営に支障を来たすとき

(3) 自動車の故障等により、自動車の運行が困難となったとき

（運転者の遵守事項）

第12条 運転者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令を遵守し、常に安全な運転を行うとともに次の事項を守らなければならない。

(1) 運転前・運転後に異常があった場合は、直ちに取扱責任者に報告し、その指示を受けること。

(2) 運行中に故障を来たしたときは、速やかに取扱責任者に報告し、その指示を受けること。

(3) 燃料を補給しようとするときは、取扱責任者の指示を受けること。

2 運転者は、運行管理者が定める運転記録簿に所要事項を記入の上、取扱責任者の確認を受けなければならない。

3 運転者を除く教職員は、自動車の運転業務に従事してはならない。

（事故の処理）

第13条 運転者は、自動車事故により損害を与え、又は受けたときは、直ちに停車してこれを確認するとともに運行管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 運転者は、事故に際し、運行管理者の承認なしに損害に対する補償等に関し当事者と取決めを行ってはならない。

（その他）

第14条 運行管理者は、特別の理由によりこの要項により難しい場合には、あらかじめ校長の承認を得て、これと異なる取扱いをすることができる。

第15条 自動車使用の事務に関することは、総務課が処理する。

附 則

この要項は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9. 3. 25）

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11. 1. 5）

この要項は、平成11年1月17日から施行する。

附 則（平成16. 4. 1）

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 3. 13）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 3. 8）

この要項は、平成23年3月8日から施行する。

附 則（平成23. 11. 14）

この要項は、平成23年11月14日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3.9.21）
この要項は，令和3年9月21日から施行する。

自動車使用申請書

承認	運行管理者	取扱責任者	契約係

運転者					
同乗者					
使用車	<input type="checkbox"/> 乗用車 <input type="checkbox"/> ワゴン	使用期間及び時間	期 間		時 間
			自 (元号) 年 月 日 ()	自 時 分	
			至 (元号) 年 月 日 ()	至 時 分	
行先・経路		本校 ~			~本校
用 務					

運 転 記 録 簿

確認	運行管理者	取扱責任者	契約係

点検結果	運転前	異常の有無 有・無	異常状況	点検項目	1. ハンドル 2. ブレーキ 3. タイヤ 4. ラジエーター 5. 各種ランプ 6. 燃料 (右図に残量をチェックすること)	燃料残量 F _____ E _____
	運転後	異常の有無 有・無	異常状況			
修理箇所						
給油	ガソリン	L	給油先			
メーター始		km	メーター終	km		
走行距離		km	備考			